

## 市役所からの お知らせ

各記事に対するお問い合わせはFAX、電子メールでも受け付けます。  
F 23-13920  
E kouhou@city-kanon.jp

### お知らせ

平成28年度  
情報公開制度の運用状況  
観音寺市情報公開条例に  
基づき、平成28年度に請求  
のあった行政文書の開示請  
求件数は19件で、そのうち  
全部開示が14件、一部開示  
が5件でした。なお、審査  
請求はありませんでした。  
問 総務課法務文書係  
☎23-13900



おめでとう  
ございます

厚生労働大臣 特別表彰  
元民生委員・児童委員  
近藤 孝善、大路 アケミ  
吉田 正道 (敬称略)

**6月は「児童手当・特例給付」の現況届の提出月**  
6月以降の児童手当を受  
けるには現況届の提出が必  
要です。現況届は、6月分  
以降の児童手当を引き続き  
受ける要件（児童の監督や  
保護、生計同一の関係など）  
を満たしているかどうかを  
確認するためのものです。  
対象者には、現況届の用  
紙を6月上旬に郵送します。  
内容を確認し、必要事項を  
記入、押印して期間内に同  
封の返信用封筒で返送して  
ください。

**提出期限** 6月30日(金)

**提出先** 子育て支援課

**提出方法** 返信用封筒で郵送

**必要書類**

- ・ 現況届
- ・ 健康保険証（現況届に記載のある受給者）のコピー

### 6月は農業者年金 現況届の提出月



現況届は、引き続き年金を受給する資格があるかどうかを、毎年1回受給権者からの届け出により確認するものです。現況届の用紙は、**農業者年金基金から直接送付します。**現在農業者年金を受給している人は、現況届を**6月30日(金)まで**に必ず提出してください。未提出の場合には、年金の支払いが一時差し止めになりますので、ご注意ください。

**提出先**

- 農業委員会事務局 ☎23-13948
- 大野原支所 ☎54-15700
- 豊浜支所 ☎52-11200

**提出先**

- 交通事故に遭ったとき  
国民健康保険、後期高齢者医療では  
国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者が、交通

平成29年1月1日に、観音寺市に住所がなかった人は平成29年度所得課税証明書

- ・ 児童の住所が市外にある場合は、別居監護申立書と住民票（児童を含む世帯全員の本籍、筆頭者、続柄等全て記載のもの）

**注** 提出がない場合は6月以降の手当が受けられなくなり、必ず提出してください。

また、状況により他の書類が必要な場合があります。

**問** 子育て支援課  
☎23-13962

**申請が必要です**

**児童扶養手当**  
**特別児童扶養手当**  
**児童扶養手当**

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもを育成する家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。支給要件など、詳しくは子育て支援課にお問い合わせ

事故など第三者の不法行為で、けがや病気をした場合、被保険者の届け出により保険診療を受けることができます。届け出後、国民健康保険や後期高齢者医療制度が一時的に医療費を立て替え、後で加害者に請求します。

事故に遭ったときは、必ず届け出をしてください。この届け出（傷病届等関係書類の提出）は法律で義務付けられています。

**注** 加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、立て替えた医療費を加害者に請求できない場合があります。

**持** 被保険者証、印鑑、交通事故証明書等の写しなど詳しくは、お問い合わせください。

**申** 健康増進課、各支所  
**問** 健康増進課（国民健康保険係、医療係）  
☎23-13927

香川県後期高齢者医療広域連合事務局（後期高齢者医療のみ）  
☎087-811-1866

わせください。

**受給期間**  
18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで（心身に中程度以上の障がいがある児童は、20歳の誕生日の前日の属する月まで）

**注** 福祉施設に入所している事実婚があるなど、手当を受けられない場合があります。

公的年金等を受給している人も、年金額が児童扶養手当の額より低い場合には、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりまし。ただし、児童扶養手当額は、所得に応じて決まります。

**対** 特別児童扶養手当  
精神または身体に一定以上の障がいがある児童を家庭で養育している人

**受給期間**  
20歳の誕生日の前日の属する月まで

**注** 児童が児童福祉施設に入所している場合など、手当が受けられない場合があります。

**問** 子育て支援課  
☎23-13962

### 第67回

## 社会を明るくする運動

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の子カラ

毎年7月は、法務省主催の「社会を明るくする運動」の「社会を明るくする運動」の輪を広げましょう。

**市内中学校生徒弁論大会**  
日時 6月16日(金)  
午後1時

**更生保護相談開設**  
場所 豊浜中学校体育館  
日時 毎日(土・日曜日、祝日を除く)  
午前9時～午後4時

**問** 観音寺地区更生保護サポ  
ートセンター  
☎54-15773

この運動が地域に定着し、安全・安心に暮らせる明るい社会になるように「社会を明るくする運動」の輪を広げましょう。

更生と社会復帰を実効あるものにするために、家庭や学校、職場の全ての人が地域の課題としてとらえ、理解し協力をする必要があります。

また、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちの意欲を認めて、地域の中へ受け入れ見守り支えていくことが大切です。

**日時** 9月13日(水)  
午前9時～正午

**場所** 社会福祉センター  
第一相談室

**日時** 平成30年2月21日(水)  
午前9時～午後3時

**場所** 豊浜福祉会館

**問** 問い合わせ先  
社会福祉課 ☎23-13930



### 国民健康保険加入者の 一日人間ドック

観音寺市国民健康保険に加入している満35歳（平成29年4月1日現在）から満74歳（平成30年3月31日現在）までの人（昭和18年4月1日から昭和57年4月2日生まれまでの人）を対象に「人間ドック」を実施しています。

**受** 定員1,000人に達するまで（定員になり次第締め切り）  
**数** 残り150人程度

**申** 国民健康保険被保険者証を持参して、健康増進課、大野原支所、豊浜支所へお申し込みください。

**●** 受診日 8月以降

**●** 受診場所 三豊総合病院 企業団健康管理センター

**料** 受診時に支払い  
自己負担金（基本部分）  
＝1万円

**注** 検査内容やオプション検査については、詳しくはお問い合わせください。

**問** 健康増進課国民健康保険係  
☎23-13927



**国民年金の**

「免除制度・猶予制度」  
市民課戸籍・年金係  
☎23-13924

自営業や退職者（失業）などの第1号被保険者（学生以外）で、保険料の納付が困難な場合、申請によって保険料の免除または猶予が受けられます。

◆保険料免除制度  
申請者本人や配偶者、世帯主それぞれの前年所得に応じ、全額、4分の3、半額、4分の1の4段階で保険料が免除されます。

◆免除を受けた場合  
・受給資格期間に算入されず。

◆固定資産税に関する届け出  
■家屋を新築・増築したとき  
家屋の評価額を算出するため、間取りや仕上げを確認する家屋調査が必要となります。職員が調査に伺いますので、ご連絡ください。

■家屋を取り壊したとき  
「家屋滅失届」を提出してください。取り壊しの翌年度から課税されなくなります。

また、取り壊した家屋が所在する土地が、住宅用地に対する課税標準の特例を受けている場合、土地の税額が上がる場合があります。

なお、登記している家屋については、法務局で滅失登記の手続きをしてください。

■売買、贈与や相続などで未登記の家屋の所有者が変更になったとき  
「家屋補充台帳登録（未登記家屋）の所有者変更届」を提出してください。この届け出がないと従前の所有者に課税されます。

※未登記家屋とは、法務局に登記されていない家屋のこと

・受給金額は免除された割合によって減額されます。（追納制度あり）

◆納付猶予制度  
学生を除く50歳未満の人で、申請者本人や配偶者それぞれの前年所得に応じて保険料納付が猶予されます。《猶予を受けた場合》

・受給資格期間に算入されず。

☆追納制度とは  
免除や猶予を受けると、保険料を全額納付した場合に比べ、受給額は減額されます。ただし、10年以内であれば、後から保険料を納付（追納）でき、将来受ける年金額を満額に近づけられます。

◆追納制度あり  
日本年金機構普通年金事務所  
☎087716211662

**工業統計調査を実施します**

現在、国からの郵送または調査員による調査票の配布を行っています。調査の趣旨や必要性をご理解いただき、回答をお願いいたします。

【目的】調査結果は、中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用します。調査で得られた情報は、統計以外の目的（税関係書類など）に使用することは絶対ありません。

【期日】6月1日現在  
今回から調査日が変更になります。ご注意ください。

【対 象】従業者が4人以上の全ての製造業事業所  
【問 合】企画課情報統計係  
☎23-13917

**教科書展示会**

学校教育への関心を深めてもらうために、小・中学校の教科書を展示します。

【時】6月16日（金）～20日（木）  
午前9時～午後5時

【所】教科書センター（市役所2階）（土・日曜日を除く）  
中央図書館（月曜日を除く）

【問 合】学校教育課  
☎23-13938

**添付書類**

■売買・贈与などの場合

○旧所有者と新所有者の印鑑登録証明書  
ただし、売買契約書などの写しを添付すると印鑑登録証明書は不要です。

○相続の場合

○新所有者と変更の時期が確認できる書類（遺産分割協議書など）

○遺産分割協議書などがない場合は、相続人全員の同意書（実印を押印したもの）および印鑑登録証明書を提出してください。

■土地・家屋の所有者や納税義務者が死亡したとき  
相続人の代表者は「相続人代表者（兼現所有者）指定届」を提出してください。

相続登記による名義変更が行われるまでの間、納税通知書を受け取る相続人の代表者を指定する必要があります。

■土地の使用状況が変わったとき  
住宅を店舗にするなど家屋の用途変更に伴い、土地の使用状況が住宅用地から非住宅用地に、または非住宅

住宅用地から住宅用地に変わる場合、土地の税額が変わります。変更届を提出してください。

宅用地から住宅用地に変わったときは「住宅用地異動申告書」を提出してください。

■その他の届け出  
○納税管理人申告（承認申請）書  
○納税管理人変更（取消し）申請書

○土地利用状況変更届出書  
○被災住宅用地申告書  
○非課税申告書  
○減免申請書

○住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申請書  
○バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申請書

○省エネ改修に伴う固定資産税減額申請書 など

【注】届け出の際は、個人番号または法人番号の記載をお願いします。

【問 合】税務課資産税係  
☎23-13922

**平成29年度の**

市民税・県民税

納税通知書の発送

本年度の市民税・県民税納税通知書は、6月中旬に発送します。第1期納期限は6月30日（金）までであり日

学校給食課 ☎57-6660

**学校給食 食育コーナー**  
よくかんで食べよう!

6月4日～10日は「歯と口の健康週間」です。よくかんで食べることは、虫歯の予防になります。また、肥満や生活習慣病の予防にも効果がある等、健康な体づくりの基本となります。一口30回かむことを目標に食べてみましょう。併せて、かみごたえのある物も意識して食事に取り入れるようにしましょう。

ネトは、地元で捕れる小魚で、これから旬を迎えます。空揚げにすると骨ごと食べられ、かめばかむほど旨味が出るので、子どもたちにも人気の1品です。



〈献立〉大野原学校給食センター  
★カレーピラフ ★ネトの空揚げ  
★元気サラダ ★英字マカロニのスープ  
★パイナップル ★牛乳

**作り方**

- ① ネトは頭と内臓を取り、ザルに入れてつぶさないように流水でやさしく洗う。
- ② 水分をきれいにふき取り、軽く塩をして片栗粉をまぶす。
- ③ 180度の油で、泡が大きくなるまで揚げる。

**ネトの空揚げ 材料 (4人分)**

ネト 250g  
片栗粉、塩、揚げ油 適量

数がありませんが、期限内の納付をお願いします。

なお、納期限までに納付が困難な場合は、税務課へご相談ください。

給与所得控除の見直し  
給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられました。

**給与所得控除の見直しに係る一覧**

区分	現行	平成29年度
上限額が適用される給与収入額	1,500万円	1,200万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円

金融所得課税の一体化  
公社債等の課税方式が株式等の課税方式と同一化されました。

また、特定公社債等の利子および譲渡損益、上場株式等の金融商品間の損益通算範囲を拡大し、3年間の繰越控除ができることとなりました。

【問 合】税務課市民税係  
☎23-13922

**住居表示実施地区の住所表示について**

本市には、住居表示を実施している地区があります。住居表示実施地区へ転入、転居等で住所を異動する場合、住所は土地の番地である「甲〇〇番地」ではなく、「〇丁目〇番〇号」と表示します。

また、住居表示実施地区に家屋を新築した場合は、「住居新築届」を提出してください。住所の表示を「附番」します。「附番」する番号は土地の番地とは異なりますので、ご注意ください。

**6月は環境月間です**

6月5日は、環境の日  
1972年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められました。

本市でも「観音寺市美しいまちづくり条例」を定め、環境問題に取り組んでいきます。美しいまちにするために、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【問 合】生活環境課  
☎25-12698



